様式第35号

補装具費不支給決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日南町福祉事務所長

　　　　年　　月　　日に申請のありました補装具費の支給については、下記の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

記

　理由

不服申立て及び取消訴訟

　この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に鳥取県知事に対し審査請求をすることができます。

　また、処分の取消の訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、日南町を被告として（訴訟において日南町を代表する者は日南町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取り消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の各号のいずれかに該当することきは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取り消しの訴えを提起することができます。

　（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

　（２）処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先

　日南町福祉事務所　（福祉保健課）

住所　鳥取県日野郡日南町生山511-5

電話　0859-82-0374